

平成28年改正法附則第5条の控除額に関する
計算書

事業 年度	・	・	法人名	
----------	---	---	-----	--

第六号様式別表五の七（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表5の2①	①	円
当該事業年度の月数	②	月
調整後付加価値額 ①×12/②	③	円

2. 負担変動額の計算

摘要		課税標準	新税率 (/100)	税額 (イ)	旧税率 (/100)	税額 (ロ)
所得 割	所得金額総額 第6号様式④	④	円			
	年400万円以下の金額 第6号様式⑤	⑤	000			円 00
	年400万円を超え年800万円以下の金額 第6号様式⑥	⑥	000			00
	年800万円を超える金額 第6号様式⑦	⑦	000			00
	計 ⑤+⑥+⑦ 第6号様式⑧	⑧	000			00
	軽減税率不適用法人の金額 第6号様式⑨	⑨	000			00
	付加 価値 割	付加価値額総額 第6号様式⑩	⑩			
付加価値額 第6号様式⑪		⑪	000			円 00
資本 割	資本金等の額総額 第6号様式⑫	⑫				
	資本金等の額 第6号様式⑬	⑬	000			円 00
仮計		⑧+⑪+⑬又は⑨+⑪+⑬	⑭	00		00
差引		(⑭の(イ)) - (⑭の(ロ))	⑮	00		

3. 平成28年改正法附則第5条第2項から第7項までの控除額に関する計算

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	$⑮ \times 3 / 4$	⑯	円 00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$⑮ \times (3 \times (40 \text{億円} - ③)) / 40 \text{億円}$	⑰	00

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	$⑮ / 2$	⑱	円 00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$⑮ \times (40 \text{億円} - ③) / 20 \text{億円}$	⑲	00

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	$⑮ / 4$	⑳	円 00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$⑮ \times (40 \text{億円} - ③) / 40 \text{億円}$	㉑	00